

住民基本台帳の閲覧状況を公表します ●住民課住民班 ☎ 78-3113 (115)

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき公表します。

※期間 平成21年11月1日から平成22年10月31日までに閲覧したもの（5件）

閲覧年月日	申出者の氏名 ※（ ）内は委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
H21.12.16	熊本県教育庁社会教育課長	・家庭教育力実態調査におけるアンケート調査票の送付 ・御礼状兼督促状の送付	3歳から15歳までの男女のうち10名
H22.2.9	財団法人日本環境衛生センター 企画事業部 課長 富永 幸雄	熊本県廃棄物処理計画の策定に伴う県民意識調査票の送付	満20歳以上の住民のうち7名 (男3名、女4名)
H22.3.2	熊本県総合政策局企画調整課長	県民アンケート調査の調査票及びお礼状兼催促状の送付先を把握するため	満20歳以上の住民のうち6名 (男3名、女3名)
H22.3.17	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷伸次 (東北大学大学院医学系研究科)	一般市民を対象としたがん医療に関する意識調査の対象者名簿作成のため	40歳以上70歳未満の住民のうち33名
H22.4.16	熊本県企画振興部企画課長	県民アンケート調査の調査票及びお礼状兼催促状の送付先を把握するため	満20歳以上の住民のうち3名 (男1名、女2名)

平成23年津奈木町農作業標準労務賃金及び賃借料

農 作 業 標 準 労 務 賃 金

標	作 業 別		金 額	備 考
準 労 務	農作業全般		5,040円 ～ 5,600円	
	柑橘作業		5,040円 ～ 5,600円	
	選果場		5,040円 ～ 5,600円	
	高接作業（1日当たり）		12,000円	
	改植作業（1日当たり）		8,700円	
	剪定作業（1日当たり）		10,000円	
賃 金	山作業 （1日当たり）	伐採	8,500円	
		一般	6,500円 ～ 7,500円	
利 用 料	耕起 （10a当たり）	トラクター	整備田 ： 5,250円	
			未整備田 ： 6,300円	
	代かき （10a当たり）	トラクター	整備田 ： 7,140円	
			未整備田 ： 8,568円	
	田植え （10a当たり）	機械使用	整備田 ： 6,300円	
			未整備田 ： 7,560円	
料 金	稲刈り （10a当たり）	バインダー	6,825円	
		コンバイン	整備田 ： 14,175円	稲運搬賃 1,000円含む
	未整備田 ： 17,010円			
	マルチ張り （10a当たり）	機械使用	機械使用 ： 6,300円	

◆本表は標準賃金・利用料金（消費税込み）です。農地の条件（地形・地質）等により、双方協議してください。
◆諸いは、出来るだけ簡単にしましょう。

賃 借 料 情 報

【田（水稲）の部】

（10a当り）

	締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
A	大字千代の田	13,600	31,400	3,100	20
	大字津奈木の田				
B	大字千代（川内地区・内野地区）の田	12,100	19,800	6,500	12
	大字津奈木（古中尾地区）の田				
	大字岩城・小津奈木の田				
	大字福浜の田	15,500	15,000	15,000	1
	（参考）津奈木町平均	13,500			

【畑（果樹園）の部】

（10a当り）

	締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
	津奈木町全域	8,000	18,800	3,100	12

【畑（一般畑）の部】

（10a当り）

	締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
	津奈木町全域	9,900	15,000	5,500	10

※データ数は、集計（平成19年1月から21年12月分）に用いた件数である。
※賃借料を物納（米）としている場合は、60kg当り15,000円に換算している。
※金額は算出結果の10円単位を切り捨てとしている。

平成21年12月に施行された農地法の改正に伴い、今までの標準小作料が廃止され、賃借料情報（実勢の賃借料）を提供することになりました

●問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 78-3112 (226)